

都道府県・ 政令指定都市名	07 福島県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活環境部 男女共生課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 1 人、兼任 4 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福島県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成17年12月21日 根拠: 福島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	福島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年6月14日
構 成 成 員	19 人 (女性 11 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 3 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	ふくしま男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	令和3年3月31日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例
	公 布 日	平成14年3月26日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:令和2年4月1日		2:令和2年5月1日		3:その他:	
目 標 値		令和 2 年度まで 40 %							
根 拠		福島県総合計画「ふくしま新生プラン」(平成24年12月)、ふくしま男女共同参画プラン(平成29年3月)							
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律又は条例により設置されている附属機関							
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード 1		審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(73)					
		延総委員等数(1,025)		延女性委員等数(359)		女性比率(35.0)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード 1		審議会等数(67)うち女性委員を含む審議会等数(65)					
		延総委員等数(960)		延女性委員等数(338)		女性比率(35.2)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード 1		審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(34)					
		延総委員等数(778)		延女性委員等数(258)		女性比率(33.2)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード 1		審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)					
		延総委員等数(65)		延女性委員等数(21)		女性比率(32.3)			
目標値以外の目標設定									
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1		有の場合、1. 公表 2. 非公表		2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数		228 人		(令和 2 年 4 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2					
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1					
		そ の 他		審議会への女性の登用促進要綱を定め、各審議会の委員を選任する場合には、女性委員の登用について、生活環境部長に事前協議を行うこととしている。					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況				調査時点コード			1:令和2年4月1日			3:その他:			
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G) (B)=(D+F+H)	うち女性 管理職数 (人) (B/A)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	555	36	6.5	40	2	5.0	53	2	3.8	462	32	6.9
	うち一般行政職	465	35	7.5	22	2	9.1	51	2	3.9	392	31	7.9
支庁・地方事務所等	計	503	39	7.8	22	0	0.0	35	3	8.6	446	36	8.1
	うち一般行政職	384	29	7.6	12	0	0.0	30	3	10.0	342	26	7.6
全体	計	1,058	75	7.1	62	2	3.2	88	5	5.7	908	68	7.5
	うち一般行政職	849	64	7.5	34	2	5.9	81	5	6.2	734	57	7.8
(内数)	警察関係	143	3	2.1	25	0	0.0	3	0	0.0	115	3	2.6
	教育委員会	135	15	11.1	1	0	0.0	8	1	12.5	126	14	11.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	654	97	14.8	923	218	23.6
	うち一般行政職	506	84	16.6	547	178	32.5
支庁・地方事 務所等	計	1,077	250	23.2	1,922	623	32.4
	うち一般行政職	712	130	18.3	848	327	38.6
全体	計	1,731	347	20.0	2,845	841	29.6
	うち一般行政職	1,218	214	17.6	1,395	505	36.2
(内数)	警察関係	373	41	11.0	1,015	121	11.9
	教育委員会	76	22	28.9	188	120	63.8

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	42	3	7.1	49	7	14.3	65	16	24.6
	うち一般行政職	29	3	10.3	46	7	15.2	54	14	25.9
支庁・地方事 務所等	計	87	6	6.9	214	52	24.3	141	39	27.7
	うち一般行政職	55	3	5.5	141	36	25.5	37	16	43.2
全体	計	129	9	7.0	263	59	22.4	206	55	26.7
	うち一般行政職	84	6	7.1	187	43	23.0	91	30	33.0
(内数)	警察関係	29	1	3.4	55	6	10.9	90	9	10.0
	教育委員会	17	4	23.5	15	4	26.7	8	5	62.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○		○	○	◎			○	年齢、健康度、賞罰
補佐級	○		○		○	○	◎			○	年齢、健康度、賞罰
係長級	○		○		○	○	◎			○	年齢、健康度、賞罰

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,994	146	7.3
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	440	135	30.7
うち 上級	236	71	30.1
うち一般行政職	232	73	31.5
うち 上級	136	40	29.4
うち警察関係	122	22	18.0
うち 上級	49	8	16.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福島県男女共生センター		愛称・通称	女と男の未来館	
設置年月日	平成13年1月18日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：964-0904 住 所：福島県二本松市郭内一丁目196-1 電話番号：0243-23-8303 FAX番号：0243-23-8314 ホームページ：http://www.f-miraikan.or.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構) その他()				
職 員 数	常勤 9 人、	非常勤 14 人	予算額	令和2年度 7,201	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 広報誌発行、男女共生地域連携意見交換会、ダイバーシティ理解促進事業) ○ 2. 講座(主な事項： 未来館エンパワーメント塾、女性のチャレンジ応援講座) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、専門相談、女性のチャレンジ支援相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室運営、ホームページ・メールマガジンによる情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項 男女共同参画推進員による県政に対する苦情処理) ○ 6. 交流促進(主な事項 未来館フェスティバル、男女共生世代交流会) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 研修講師派遣事業、民間団体支援事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 地域課題調査・研究事業) ○ 10. その他(主な事項：)				
男女共同参画・女性に 関するもの					
※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構		基金・基本財産額	15,000	千円
設置年月日	平成12年4月1日	出資者	福島県、県内各市町村ほか		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 福島県女性団体連絡協議会	加盟団体数	21	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催		
○ 2. 市区町村職員研修会の開催		
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催		
4. 関係情報の収集提供		
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ		
6. 補助金等の交付	名 称 :	
	概 要 :	
7. その他	内 容 :	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	202,162	190,528	当初予算ベース
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	11,271	51,689	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5)	その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○		○	
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3 役員に占める女性割合に関する項目	○	
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	福島県次世代育成支援企業認証制度(1～4、6～8、10、12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	ワーク・ライフ・バランス大賞(1、2、4、5、7～12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	ふくしま女性活躍応援会議、福島県農山漁村男女共同参画推進会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 福島県の男女共同参画推進状況
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 広報誌「未来館NEWS」発行 ・ 男女共生地域連携意見交換会 ・ ダイバーシティ理解促進事業 ・ 市町村男女共同参画促進事業 ・ 次世代スクールプロジェクト事業 ・ 講演会	男女共同参画に関する理念や男女共生センターの活動内容に関する広報誌の発行(委託) 男女共同参画についての認識を深め、県民の意識啓発を図るため、地域やその時々の課題等をテーマとした参加型の討論会の開催(委託) 性的マイノリティなどをテーマにダイバーシティの考え方について理解を深め、多様性を認める社会の実現を図る講演会の開催(委託) 市町村等を対象とした男女共同参画に関するパネル展示や訪問相談等の実施(委託) 児童・生徒を対象として、各学校と連携し、人権や男女共同参画意識等の普及啓発を図る授業の実施(委託) トップの意識改革のため、女性活躍推進や働き方改革等をテーマとした講演会の実施(委託)		年4回 年2回 年1回 通年 年30回程度 年1回
2. 表彰 ・ 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞	福島県次世代育成支援企業認証を受け、働きやすい職場作りに関して特に優れた取り組みをしている企業の表彰		年1回
3. 講座 ・ 男女間における暴力の防止と被害者支援事業 ・ 未来館エンパワーメント塾 ・ 男性のための男女共同参画基礎講座 ・ 女性のチャレンジ応援講座 ・ 教師のための次世代育成成人権セミナー ・ 市町村男女共同参画担当者研修 ・ 復興・防災と男女共同参画に関する人材育成事業 ・ 再生・復興女性リーダー育成事業	DVやセクシャル・ハラスメント、性暴力などの根絶を図るための啓発事業の実施(委託) 職場や地域でリーダーとなる女性人材を育成するための能力・スキル向上を目的とした講座の開催(委託) 職場や地域、家庭におけるワーク・ライフ・バランス実現に向け、企業や個人の課題解決・実践を支援する講座の開催(委託) 起業等に興味のある女性を対象とした知識やスキルなどを学ぶための講座の開催(委託) 教員の人権感覚や男女共同参画に対する理解と意識を深め、児童生徒の男女共同参画意識の醸成に資するための総合的な講座の開催(委託) 市町村職員を対象とした男女共同参画担当者向け研修の開催(委託) 男女共同参画の視点で防災・復興活動ができる人材を育成するための研修の開催(委託) 地域の再生・復興を担う女性リーダーを育成するための研修の開催(委託)		11月 7～10月 年2回 7～8月 8月 2月 10月 10月
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談 ・ チャレンジ支援相談	女性・男性の生き方などに関する男女共生相談員、男性相談員による相談(委託) 法律相談や健康に関することなどについての専門家(弁護士・臨床心理士)による相談(委託) 起業や就業・再就職等を希望する女性を対象とした相談、情報提供(委託)		通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ 図書室運営 ・ メールマガジン発行 ・ 女性活躍促進ポータルサイト運営	女性問題・男性問題等に関する図書、資料を備えた専門図書室を運営(委託) メールマガジンによる男女共同参画に関する情報等の提供(委託) 女性活躍促進に積極的な企業や地域で活躍する女性等の情報を一元化しポータルサイトで発信(委託)		通年 通年 通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進員の配置	男女共同参画に関する施策に対する県民からの苦情処理		通年
7. 交流促進 ・ 未来館フェスティバル ・ 男女共生次世代交流会	県内の男女共同参画推進関連団体のネットワーク形成支援及び県民相互の交流を促進するための県民参加型イベントの開催(委託) 建設・土木業界で働きたい女子学生を対象とし、建設・土木業界で活躍する女性を講師に招いた講演会及び交流会を開催(委託)		3月 年3回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 研修講師派遣事業 ・ 民間団体支援事業 ・ 男女共同参画推進アドバイザー派遣事業	市町村・NPO法人等各種団体における研修や学習等への講師として県男女共生センター職員を派遣(委託) NPO法人・女性団体等が自主的に企画・実践する講座等を公募し、企画や広報へ協力(委託) 市町村・学校・企業等における男女共同参画に関する研修や学習等への外部講師の派遣		通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 地域課題調査・研究事業	男女共同参画社会の形成を促進するため、地域の重要な課題やその解決方法について、県内のグループや国内の研究者等からの提案に基づく調査研究の実施(委託)		
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		3.その他	3.その他: 令和2年7月1日
議 会 名	福島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	1 その他の事故		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	福島県議会会議規則		
条文本文 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務又は疾病、出産その他の事故のために出席できないときは、その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		2
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
傍聴者は、本会議及び委員会の傍聴のため、庁内保育所を利用した「傍聴時託児サービス」を利用可能である。			

調査時点コード:

1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成30年11月12日 ~ 令和4年11月11日
副 知 事	2 人	(女性 0 人、 男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	54	9	16.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	53	9	17.0	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	10	4	40.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	17	3	17.6	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	2	2	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	25	11	44.0	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	23	3	13.0	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	22	8	36.4	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	22	9	40.9	
	7 精神医療審査会	20	2	10.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	24	4	16.7	
	10 准看護師試験委員会	6	3	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	23	11	47.8	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	6	40.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	7	46.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	14	3	21.4	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	19	9	47.4	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	10	5	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	28	4	14.3	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	16	8	50.0	
	31 介護保険審査会	30	12	40.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4	
	33 感染症の診査に関する協議会	30	10	33.3	
	34 警察署協議会	206	84	40.8	
	35 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	50	7	14.0	
	38 地方独立行政法人評価委員会	6	3	50.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	32	2	6.3	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	委員は、小児難病医療に精通した医師で、かつ医療費助成審査という観点から、公平性を確保するため公的医療機関より選出する必要があるが、これらの条件を満たす医師は限られており、女性医師を推薦してもらうことは
	48 行政不服審査会	6	2	33.3	
	合 計	778	258	33.2	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	14	5	35.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	65	21	32.3	
	女性委員0の委員会数	1			